

## 環境影響評価審査会（北近畿道部会）会議録

- 1 日時 平成 17 年 1 月 6 日（木）13：30～15：30  
場所 ひょうご女性交流館 501 号室
- 2 議題 豊岡都市計画道路 1・4・1 号北近畿豊岡自動車道  
日高都市計画道路 1・4・1 号北近畿豊岡自動車道  
八鹿都市計画道路 1・4・2 号北近畿豊岡自動車道北線  
に係る環境影響評価準備書の審査について
- 3 出席者
  - (1) 委員  
山口部会長、朝日委員、遠藤委員、小谷委員、北村委員、菅原委員、田中哲夫委員、  
田中みさ子委員、中野委員、錦織委員、藤井会長、辻委員
  - (2) 兵庫県  
事務局：環境影響評価室  
関係課：自然環境保全課、大気課、水質課
- 4 配付資料
  - ・環境影響評価準備書（北近畿豊岡自動車道（豊岡南～八鹿））
  - ・[資料 1] 伐採樹木について
  - ・[資料 2] 環境影響評価審査会答申（案）
- 5 議事
  - (1) 12 月 21 日に開催された部会において質問のあった伐採樹木の取り扱いについて、資料 1 に従い事務局より補足説明。  
[説明概要]
    - ア 北近畿豊岡自動車道の既事業化区間における伐採樹木の取り扱い
      - ア) 春日和田山道路について
        - ・立木の伐採及び処分は、地元森林組合に処分を委託する等、各々の所有者により様々な手法がとられている
        - ・立木補償対象外の雑木は、工事実施時に搬出のうえ、工場にてチップ化し再利用を図っている
      - イ) 和田山八鹿道路について
        - ・立木の所有者と調整のうえ、事業者が立木補償を行い森林状態で用地を買収
        - ・現在、工事未着手であり、現況においても立木はそのままとなっており、工事実施に向け立木の処分方法を検討することとしている

イ 計画路線（豊岡南～八鹿）での伐採樹木の取り扱い

- ・計画路線（豊岡南～八鹿）における伐採樹木量は、全体で約 4055t
- ・全体の約 90%は、スギ-ヒノキ植林、オクチョウジザクラ-コナラ群集が占める
- ・立木の伐採、処分については、原則として各々の所有者により様々な手法がとられる
- ・伐採時期は、立木所有者の協力を得て、重要な植物の移植後に行う等調整する
- ・根株、雑木等から発生する木くず等については、法律を遵守し、再資源化を図る等、適切に処理する

[主な質疑は次のとおり]

(委員)

北近畿豊岡自動車道の春日～和田山区間と和田山～八鹿区間で伐採樹木の扱いが異なっているのはなぜか。

(事務局)

詳しくは聞いていないが、和田山～八鹿区間については、着工までにかなり時間要することから、早く土地買収を行うため、立木のまま買収をしたと聞いている。原則としては、土地所有者が立木を処分した後に購入することとなっている。

(委員)

豊岡南～八鹿区間においては、重要な種は現地調査により把握しているのか。

(事務局)

重要な植物については、現状で3種類確認しており、それらについては、移植を含めて保全を検討することとしているが、具体的にどのような対策を行うかについては決まっていない。

(委員)

春日～和田山区間と和田山～八鹿区間で伐採樹木の扱いが異なる理由は、春日～和田山区間にあまり森林がなく、和田山～八鹿区間には森林が多いためであろう。春日～和田山間では伐採に係る苦情等がほとんどないため、所有者が伐採することとして問題はないのではないかと考える。

立木補償については、補償をする量より雑木として廃棄物になる量の方が多いのではないか。そのあたりをもう少し計算を詰めなければならないと考える。

(2) 審査会答申(案)について、資料2に従い事務局から説明後、討議。

[主な討議内容]

(委員)

大気質の浮遊粒子状物質の単位はppmではなく、mg/m<sup>3</sup>であるので、訂正すること。

(事務局)

訂正する。

(委員)

廃棄物の項目について、建設発生土については、県内でも大量の土砂放置による環境保全上の支障や、他の廃棄物の混入した不法投棄が問題となっている。アセスの予測においては影響は軽微であるとしているが、心理的には心配な問題であることには違いは

ないため、「確実に適正処理が実施されること」に加え、「確実に管理され」という語句を入れるべきである。また、残土については、「建設発生土情報交換システム」により工事間利用を図るとされているが、すぐに需要があるとは限らないため、ある程度の期間土砂を保管することも考えられる。

このように、発生が予想される廃棄物については、不確実な要素を含んでいることから、適正処理が実施されることに加え、管理されるという趣旨が必要である。

(事務局)

「確実に管理され、適正処理が実施されること」という旨の表現に改める。

(委員)

答申案本文の前文では、「住民と協議を行いながら、実行可能なよりよい技術の導入に努める」とあるが、個別項目では、「専門家の指導及び助言を受け」という表現が入っている。前文からは、住民との協議のみで技術の導入を図るように読み取れるため、個別項目に合わせて、「専門家の意見を聞く」という語句を入れるべきである。

(事務局)

了解した。

(委員)

答申案の水質の項目で、「パーキングエリアからの汚水については、季節的な負荷変動が考えられるため」とあるが、負荷が季節的に変動するという意味であるので、「季節的に負荷の変動が考えられる」という表現へ改めるべきである。

また、景観の項目で、「囲繞景観」という表現は一般的に使用されているのか。「生活空間」又は「生活景観」等、平易な表現にした方がよいのではないか。

(委員)

「囲繞景観」という語句は、近年慣用として広く使われるようになった表現である。

(事務局)

アセス法が制定された際、以前の眺望景観に係る評価から、身近な空間の景観についても予測評価をすべきであるとされた。その際に、国レベルでは「囲繞景観」という語句を使用するようになった。

指摘のとおり、わかりづらい表現ではあるため、本文では「身近な生活空間としての景観、いわゆる囲繞景観」としている。

「季節的な負荷変動」については、季節的にパーキングエリアの利用者の増減が考えられることから、「負荷が季節的に変動する」という表現で検討する。

(委員)

答申案本文の前文で、自然環境への影響については言及しているものの、公害系の影響については記載しないまま「環境への影響が軽微であるとしている」とされている。

また、前文で「環境の保全と創造の観点から審査を行った」とあるが、これは決まり文句か。「創造」という観点は入っていないように感じる。

(事務局)

公害系の環境影響については、特に語句としては記述していないが、前文中に、「自然環境の一部を改変するものの、可能な限り集落から離れた位置にルートを計画し、」という表現を入れることにより、暗に身近な大気、騒音等の影響が軽微であるという意図を

示している。

また、「環境の保全と創造の観点から審査を行った」という表現については、アセス法上では、「環境の保全の観点から」となっているが、本県においては、アセス条例を制定した際に、「環境の保全と創造の観点から審査を行う」こととしており、それを踏襲している。本準備書については、盛土及び切土により改変を受ける部分について、自然環境の復元を図るという趣旨で審査を行っていることから、創造の観点が入っていると考えられる。

(委員)

答申案の表紙には、「準備書の審査について」となっているが、答申案本文の標題には、「環境影響評価について」となっているため、表現を統一すること。

(事務局)

答申案本文の標題を「環境影響評価準備書の審査について」に訂正する。

(委員)

答申案本文の前文で、公害系の影響に係る記述については検討してもらいたい。

(事務局)

検討する。

(委員)

答申案の大気環境の項目で、「狭隘な山間部は、大気の拡散が地形的影響を受けやすいため、道路構造にについて十分配慮すること」とあるが、意見の元となっている市長意見と表現が異なる。市長意見では、「住民の健康対策について十分配慮すること」となっているが、答申案では、「道路構造に十分配慮すること」となっている。

道路構造から判断すると、谷底を通すより高い場所を通す方が大気の拡散に寄与するため、橋梁構造となっていると理解ができるが、市長意見では、住民の健康影響に配慮することとしている。

(事務局)

山間部については、大気質、騒音ともに現況において環境基準を十分下回っており、予測値についても環境基準を下回る結果が得られている中で、健康影響については言及することはできないと考える。しかしながら、影響が皆無であるとも断言できないため、道路を高い位置に通すことにより、大気の拡散が期待できるため、「道路構造に十分配慮すること」とし、審査意見に反映させた。

(委員)

審査会としては、意見を述べなくてもよいと考えるがどうか。都計権者には、関係市長からこのような意見が出ているため、参考にさせていただきたいという対応で構わないのではないかと。

意見として述べるならば、「予測値は山の影響を考慮していないため、山の影響を考慮したうえで再度予測を行うこと」等にしてはどうか。

(事務局)

山間部については、現況の濃度はかなり低く、地形を考慮した予測を行ったとしても大きくは変わらないと推測されるため、再度の予測は必要ないとする。

騒音については、トンネルからの衝撃音について配慮する旨の市長意見が出ていたが、

当該事例がないということで審査意見には入れなかった。しかし、大気質等については、健康影響については問題ないと考えられるが、狭隘な山間部の集落を通過するため、濃度のわずかな上昇についても全く問題がないとして、市長意見をすべて削除してしまうことは考えにくい。

(委員)

構造の観点から考えると、高い位置を通すこととしか言いようがない。

(事務局)

結論としては、答申に「道路構造に配慮すること」と記載しても、高い位置を通過することでしか対応できない。都計権者としても、高い位置を通しているという回答が予想される。

(委員)

委員会としては意見を述べるべきであると考え。これに対する見解は都計権者が考えることである。

(事務局)

知事意見については、市長からの意見等を勘案して述べることとなっているので、すべてを知事意見に反映するかについては、審査会での判断になると考える。

トンネル衝撃音に係る市長意見のように、あり得ないことについては知事意見に入れないということもある。大気質等については、市長意見が出ているものの、予測結果から影響はないと判断できるならば、知事意見として述べないことも考えられる。

(委員)

影響がある可能性があるならば、意見として述べる必要があると考える。

(委員)

市長意見として出ていることについて、審査会としても「そうである」と言える可能性があるかどうかの判断であるが、市長意見では健康影響について配慮せよということであったが、審査会で道路構造に配慮せよという意見に変えている。道路構造に配慮ということでよいものか。

(事務局)

準備書の中で、山間部の大気の拡散の悪いところについては高架を予定しているため、配慮については準備書時点からなされていることから、意見を述べないということも考えられる。

(委員)

道路構造については、高架構造とし、高い位置を通すということになるが、山間部ではすべて高架になっているのか。

(事務局)

高架部分と一部山裾を削っている場所があるが、地形の影響をそれほど配慮しなくてもよいと考える。

(委員)

意見として述べるべきとの意見もあることから、知事意見として盛り込むこととしたい。

(事務局)

了解した。ただし、意見として述べても、都計権者からは、「高架構造により配慮している」との見解となることが予想される。

(委員)

答申案本文の前文のコンセプトとしては、できるだけ公害を避けるために可能な限り集落から離れた位置にルートを計画し、環境への影響を最小限に留めたということと考えるが、それ以下の段落からは、「生活環境に著しい影響を与えることも考えられる」としており、前後の段落の表現が矛盾していると考えられる。

「著しい影響」という表現は必要か。「影響を与えることも考えられる」という程度の表現でも構わないのではないか。

(委員)

各委員の専門性により表現の違いもある。用語については、事務局で検討すること。

(委員)

「著しい影響」の表現については、事務局で検討すること。また、「著しい影響を与えることも考えられる」というのは、曖昧な表現ではないか。

(事務局)

「～ことも」にしたのは、前段とのかねあいがあるためである。準備書では環境への影響は軽微であるとしているものの、公聴会を開催した際に、養父市八鹿町三谷地区の住民から集落の中を道路が通ることについて、集落そのものの存在が危ぶまれるため、可能であるならばルートを変更してほしいとの要望があった。その住民意見を答申案の様々な箇所に入れたため、「しかしながら、局地的な改変によっても生活環境等に影響を与えることも考えられる」という趣旨の表現となったものである。

「著しい」については検討する。

(委員)

答申案本文の前文で、「住民協議を行いながら、実行可能なよりよい技術の導入に努める」とあるが、審査結果のまとめでは、「住民と協議を行いながら、」となっているので、表現を統一させること。

(事務局)

答申案本文を、「住民と協議を行いながら、」に修正する。

(委員)

答申案の水環境の項目で、パーキングエリアからの汚水については「適切な処理方法と放流先を検討すること」となっている。

濁水の項目では、「水量・水質が異なるため、処理方法等を検討すること」とあるが、パーキングエリアからの汚水については、水量の変動について記載されていないため、汚水の水量についても変動することを記載すべきではないか。

(委員)

休憩所というのはサービスエリアのことをいい、レストラン等があり浄化設備があるが、パーキングエリアにはそれがないということか。適切な処理方法というのはどのようなことを意図しているのか。

(事務局)

パーキングエリアにも浄化槽は設置している。適切な処理方法というのは、普通の日と休日、観光シーズン等でパーキングエリア利用者の増減による負荷の変動が予想されるため、負荷変動に強い浄化槽の選定等、適切な処理方法を検討する必要があるという趣旨である。

(委員)

審査結果のまとめでは、休憩所(サービスエリア)の供用に係る水の濁り及び水の汚れについては、環境への影響は極めて小さいが、パーキングエリアからの汚水については、適切な処方法を検討する必要がある、と読み取れる。

(事務局)

「休憩所の供用」については、アセス法に基づいた語句であり、準備書には「休憩所とは、自動車専用道路の設置される休憩所(公衆便所を含む。)をいう」と明記されている。本準備書では、休憩所は八鹿パーキングエリアのことである。

(委員)

審査結果のまとめの水質の項目で、休憩所とパーキングエリアの表記が混在しておりわかりづらい。

(事務局)

休憩所とパーキングエリアは同じものを指しているので、まとめた形とし、「休憩所(パーキングエリア)の供用にかかる水の濁り及び水の汚れについては、」に修正する。

(委員)

答申案本文の動物の項目で、「コウノトリの野生復帰のための試験放鳥が計画されていることから、」とあるが、試験放鳥だけが関係するのか、それとも、その後の本格的な野生復帰のプログラムも考慮しなければいけないのか調べておくこと。

また、「改変を受ける部分に重要な種が生息する場合は、適切な措置を講じる必要がある」とあるが、準備書以降に判明した場合を指しているのか。

(事務局)

現地調査の結果、盛土及び切土による改変部に重要な種の生息地がかかっている場合があった。そのため、特定の動物に限らず、重要な種が生息する場合には、必要に応じて適切な措置を講じる必要があるという趣旨の意見として入れている。

(委員)

今後判明する可能性もあることを考えると、植物についても同様の意見を入れるべきではないか。

(事務局)

貴重種が生息する場合の対応については、動物と植物の両者に係ることであるので、動物と植物の項目を「動植物」とし、その中に、3つの意見として入れることとしてはどうか。

(委員)

動物と植物の項目は別にして、動物の項目に入っている貴重種に関する意見をそのまま植物にも転記してはどうか。

(委員)

動物と植物とでは表記が異なる。動物では「貴重種が生息する場合」でよいが、植物では「貴重種が生育する場合」となる。また、植物の場合は、盛土及び切土による改変に加え、伐採による影響も考えられる。したがって、動物と植物の項目は分けた方がよいと考える。

(事務局)

動物と植物の項目は分けて、植物の項目に貴重種に関する意見を入れる。

(委員)

答申案本文の騒音の項目で、道路交通騒音については、環境基準が超過している位置と予測位置とは異なるため工事中の車両の走行について配慮が必要であるということであるが、環境基準が超過しているところにさらに道路ができることにより、なぜ環境が悪化しないのかについては理由が書かれていないため、誤解が生じるおそれがある。わかりやすい表記が必要ではないか。

(委員)

環境基準を超えているにもかかわらず、工事中的の影響しか言及していない。計画路線は、現状で環境基準を超えている地点と一致しないことを明記し、誤解を招かないようわかりやすい表記を検討すること。

(事務局)

了解した。

(委員)

審査結果のまとめの騒音の項目で、「予測の結果、建設機械の稼働に係る騒音については、影響は軽微である」としているが、その後段で、「なお、日高町久斗及び八鹿町高柳においては、必要に応じて環境保全措置を検討する必要がある」となっていることについて、逆接ならわかるが、「なお、」とはならないのではないか。

(事務局)

表現については検討する。

(委員)

審査結果のまとめで、予測手法については「妥当である」としているが、廃棄物等の項目のみ「妥当である」という表現が出てこない。これには意図があるのか。また、大気質の項目で、粉じんの予測を降下ばいじんで行っていることについても、手法としては妥当であるとは考えにくい。道路アセスの指針には、降下ばいじんでは予測することとなっているため、やむを得ない手法ではあると考えるが、間接的な予測手法であることには変わりはなく、妥当とは言にくい。

(事務局)

過去のアセス事例では、妥当であると記さなかった事例もあるため、全体を通して省くことも可能である。最近では、妥当であるという表現を用いている。

従来、粉じんは数値予測を行っていなかったが、アセス法が制定されたことにより、できるだけ定量的に予測を行うこととなったため、無理のある数値予測がなされることとなった経緯がある。



(委員)

審査会としての判断をどこで下しているのかを明確にするためにも、「妥当である」という表現は用いるべきであるとする。

(委員)

答申案本文の前文で、「当地域は、貴重な動植物が見られる県内でも豊かな自然環境を有する地域」とあるが、豊かな自然環境及び生活環境を形成しているのは、一般的に見られる普通種であり、その自然の中に貴重な動植物が存在するという位置付けを考えた場合、守るべきものは普通の動植物が存在する自然環境であることであるとするため、「県内でも豊かな自然環境を有し、貴重な動植物も見られる地域のひとつであり、」とすべきではないか。

(事務局)

検討する。

(委員)

事後監視調査は、供用後ではなく、工事中の監視調査のことか。

(事務局)

工事中及び供用後の監視調査のことである。アセス後の監視調査のことである。

(委員)

工事中の事後監視調査となっているのは、工事に限ると判断してよいか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

事後監視調査については定期的に公表することとあるが、工事中及び供用後について公表することとなるのか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

以上、修正箇所については事務局で検討のうえ、答申については会長及び部会長に一任いただき、案が確定次第、各部会委員に送付し、最終確認を行うこととしたい。

(全委員)

了解した。

(以上)